

## 見附福社会行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成26年 4月 1日～平成29年 3月31日までの 3年間
2. 内容

目標 : 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施
--

### <対策>

- 平成26年度 対象となる職員へのアンケートを行い、労働状況等の調査を行う。
- 平成27年度 衛生管理者の役割の充実を図り、相談窓口の設置を行う。必要に応じて、産業医との連携を行う。
- 平成28年度 母性健康管理制度に関する情報と相談窓口について、管理職の職員を通じて対象者に周知し利用を促す。